

# ERM 離脱以後のイギリス経済と財政

—メジャー保守党政権後半～ブレア労働党政権の成立—

森 恒 夫

## 要 旨

イギリス流のバブルが崩れ始め、サッチャー政権下の「イギリス経済の奇跡」が終焉する1990年末にメジャー政権が成立した。景気の後退とともに、「奇跡」の象徴である財政収支の黒字（PSDR）から一転して大幅な赤字（PSBR）となった。サッチャー政府のメジャー蔵相の手で行われた1990年10月のポンドの過大評価によるERMへの加入が景気下降を促進した。そして、景気下降の底を過ぎる辺りでポンドは欧州通貨投機の標的の1つとなって、参加から2年足らずの1992年9月末にERMから離脱した。離脱に伴うポンドの低落——国際的相対コスト競争力の強化を有力な梃子として景気は回復に向かい、「羨ましいほど」の持続的な成長を実現してきた。

メジャー政権は、一般政府予算編成に景気循環的社会保障を導入し、財政均衡を中期的目標として公共支出の反循環的変動を許し、減税（92年度）もあって不況過程で急増した財政赤字（PSBR）に対しては、とりわけ支出面でのコントロールを確かなものとし、収入面では所得税の軽減とりわけ基礎税率の現行の軽減税率（20%）化の指向の傍ら、間接税増徴の姿勢を維持した。最近では、一方における公共部門の資本支出の、民営化のみでなくPFIなど公共部門サービス生産における民間資本の導入政策による縮減や、他方における課税ベースの確保、脱税対策の強化、税制の簡素化などによる税収の確保が財政赤字の縮小の主要な方策であった。これらは、景気の回復過程でPSBRを急速に縮小させた。すでに1997年度予算はメジャー政府のもとで成立していたが、1997年5月には、総選挙で「地滑り」的勝利を収めた労働党のブレア政権が成立した。ブレア政府はメジャー政府の策定した財政の総枠を守りながらも臨時的なウィンドフォール・タックスを含む租税増徴や準備金の取り崩しあるいは公営住宅売却収入をもって労働・教育・保健・住宅政策に新味を打ち出した。

この時期のイギリス経済は相対的に好調であり、マーストリヒトの財政基準を余裕をもってクリアしていたが、しかし半面では高失業とサッチャー政権以来の労働政策による労働市場の変容、それを背景とする労働分配率の低下があり、求職意欲のある失業者の「非活動人口」化があり、公共サービスへの民間資本導入にも批判が寄せられていた。そして、ポンドは1996年5月以降逆転しており、「イギリス経済を装備させ」んとするブレア政権の対応が注目されるところである。

目次

- I. イギリス経済の動向
- II. ERM 離脱後のイギリス財政
  - 1. 公共財政収支の動向
  - 2. 財政収入
  - 3. 財政支出

結びに代えて

I. イギリス経済の動向

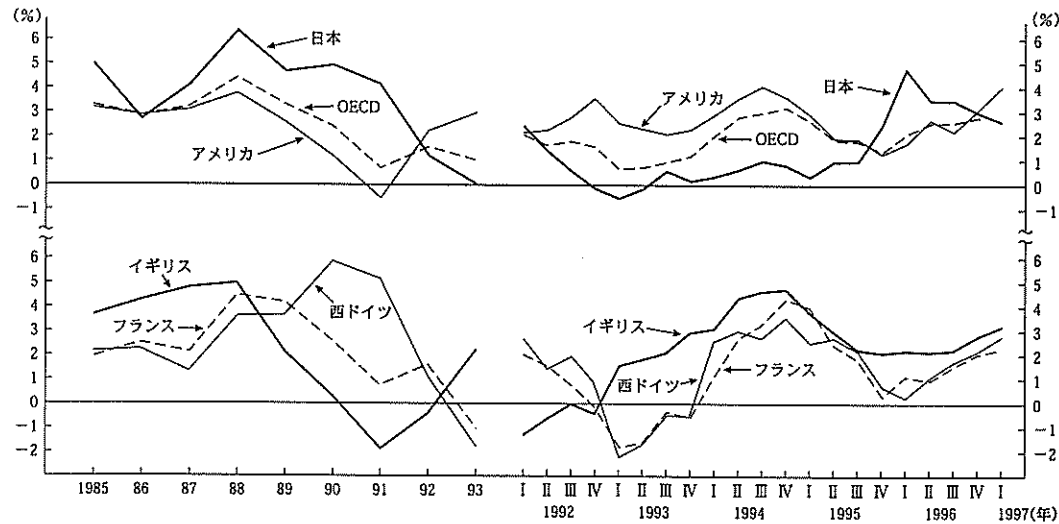
1983年に、イギリス経済は第2次石油危機による不況から脱け出し、資産（住宅）価格の上昇に導かれたバブル景気を享受した後、89年からヨーロッパ大陸主要国や日本に先んじて、そしてアメリカと並んでバブルの崩壊——「突然の」（Smith, p. 283）景気後退に陥った（森（1995），221頁）。世界的なバブルの終焉に続く景気後退の先駆けであった（Oulton, p. 62）。その最中の90年10月8日にポンドはERMに加入した（ペセタとともに6%バンド；£1 = DM2.95 = ECU0.6969）。

図1にみるように、景気後退は深まって91年

には実質GDP前年比-1.9%を記録した。実質成長率は前年同期比で92年第2四半期（以下、Q2と表記）までマイナスを続けた。OECD主要国中もっとも深く厳しい後退といわれた（Oulton, p. 62）。オウルトンは、第1次、第2次石油危機時の景気後退と対比して次のような表を掲げている。これによれば、この度の後退は、回復に第2次石油危機時よりやや短い15四半期を要している<sup>1)</sup>。そして、イングランド南・東南部に厳しかったのも今回の特徴であった（Smith, p. 284）。

同表は回復を94年Q1としていたが、実質GDP成長率は92年Q3・4に横這いとなり、それ以降プラス成長に転じていった。折しも92年夏のヨーロッパ通貨動乱の帰結として9月末

図1 主要国実質経済成長率、1985~96年



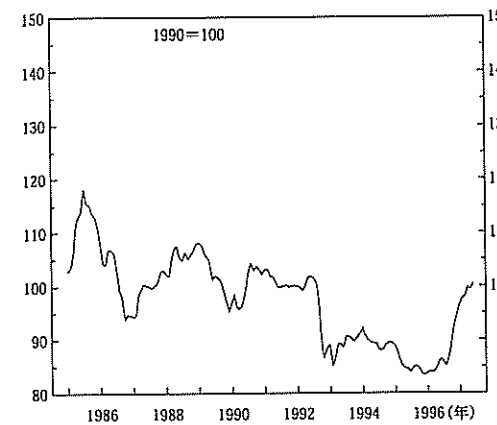
〔出所〕1985~93年はNIER 4/94, T. 13 (1987=価格)；1992Q1~94Q1は、NIER 1/97 (1994年価格)；94Q1~97Q1はNIER 3/97 (1994年価格)。

表1 イギリス景気後退比較, GDP 四半期成長率

期間	ピーク	トラフ	回復	回復までの期間 <sup>1)</sup>
1973~76	1973Q3	1975Q3	1976Q4	13
1979~83	1979Q2	1981Q1	1983Q2	16
1990~94	1990Q2	1992Q1	1994Q1	15

注1) 前ピークに達するまでの四半期数。  
〔出所〕ET, Ann. Supp. 1995 in Oulton, p. 62.

図2 ポンド実効レート, 1985~97年

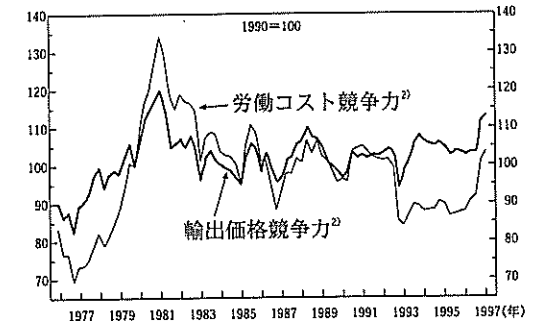


〔出所〕FSBR, July 1997, Chart 3.23.

にポンドはERMを離脱し、すぐさまポンド・レートは下落していった（図2）。92年Q2~93年Q1に実効レートは14%強下落した（NIER 1/97, Stat. App. T. 20）。対ドルで92年Q3~93年Q1に22.5%，対マルクは92年Q2~93年Q1に17.5%の下落であった（Ibid., Stat. App. T. 10）。ただし、実効レートでみたポンドは96年半ばまで低落気味であったものの、ヨーロッパ通貨統合の見通し不安や、ヨーロッパのなかでのイギリス経済の相対的好調さによって同年夏頃から上昇に転じ、前ボトム（1995Q4-96Q1）に対し96年Q4には9.4%上昇した（NIER 3/97, Stat. App. T. 20より）。

イギリス経済は91、92年のマイナス成長から93年2.2%，94年3.8%と成長を加速し、95年か

図3 相対コスト, 輸出価格競争力<sup>1)</sup>



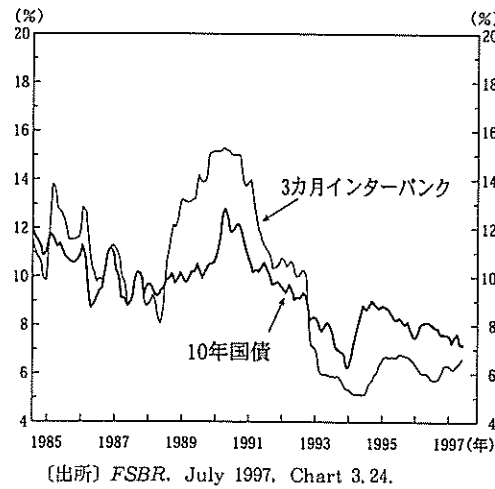
注1) 主要15カ国に対して。  
2) 低下は競争力改善を意味する。  
〔出所〕FSBR, July 1997, Chart 3.14.

ら96年にかけてテンポを落とし、同年秋から再び成長率を高めている。「過去4年間のイギリス経済の発展は着実な成長と低いインフレーションとの極めて好都合な、予期しない結合によって目立っていた」、「この特徴のない（'uncharacteristic'）成果はIMFによって『羨ましいほど』と書かれた」（NIER 4/96, p. 7）<sup>2)</sup>。アメリカはほぼイギリスと同様な波動を描いていたがヨーロッパ主要国や日本の回復は遅れ、96年からであった。

回復に向かった最も手近な原因は、ポンドのERM離脱に続く下落によるイギリス産業の国際競争力の強化であった（図3）。離脱は「屈辱的」であったが、輸出、生産の回復増大とともにコンフィデンスの回復があった（Oulton, p. 66）。輸出量（噸）は前年比で91年1.2%，92年3.5%，93年3.4%，94年9.8%，95年8.0%，96年6.4%，97年Q1は6.2%増（前年同期比）と推移し、94年に強く伸びた。輸入量は、同じく-4.4%，5.7%，4.3%，5.0%，7.0%と推移し、97年Q1は3.6%増であった（NIER 3/97, T. 16, 18）。

内需の寄与は貿易収支以上に大きかったが、ERM離脱が景気政策に緩和の余地を与え

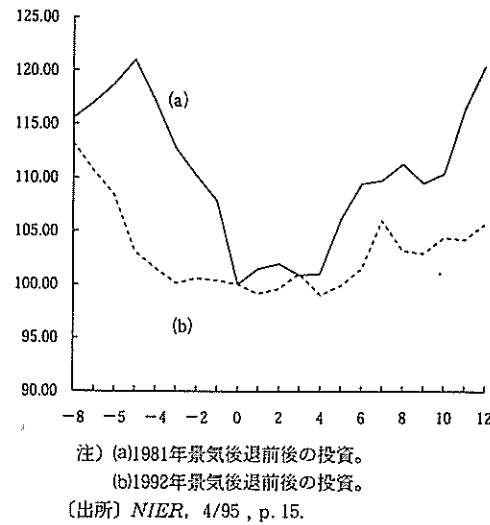
図4 長短金利の推移, 1986~96年



(Smith, p. 286) またそれ以来、マクロ経済政策はある程度の信頼性 (credibility) を取り戻したといわれる状況に支えられたものであったろう。金融政策に関わって、成立直後のブレア政府によって、イングランド銀行も、ドイツ連銀のレベルには遠く及ばないが「より大きい事実上の独立性を獲得しており」(Oulton, p. 67), さらに97年5月これが正式のものとなった。金利は後退過程で下がってきていたが、離脱前後から94年初まで一段と急落した(図4)<sup>9)</sup>。ポンドの急落にも関わらずインフレ圧力を懸念させる状況がみられないことも重要であった。基礎小売価格指数 (underlying RPI, 不動産抵当利子を除く小売価格, RPIXと表記される) の前年比は90年8.2, 91年6.7, 92年4.7, 93年3.0, 94年2.3, 95年2.9, 96年3.0(%)と推移し, 97年Q1は2.9%(前年同期比)であった(NIER 3/79, Stat. App., T. 6)。

この回復は 'uncharacteristic' といわれたが、そこにいくつかの興味ある事象が見られた。まず、固定資本投資に着目すると、図5のように81年の後退と対比してみると、今回の景気回復過程における固定資本投資の回復の弱さは

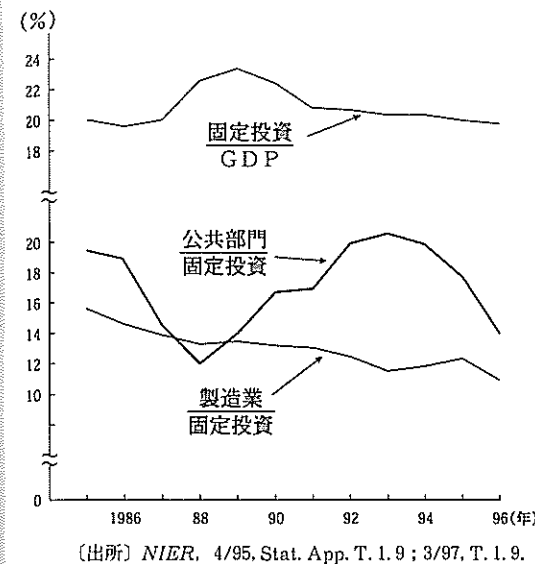
図5 2つの景気後退における投資 - トラフからの四半期数 -



明らかであった。実質固定資本投資は、90年から減少し93年第3四半期にプラスに転じたが、95年後半に減少しその後の回復も弱々しかった。それは、1999年まで89年のピークを超えるとは期待されず、「このことは、1990年代の資本支出の生気のない動きを目立たせていた」(NIER 4/96, p. 15)。ただそこには、公共部門と民間部門とのやや相殺的な動き——前者の投資が「反循環的に動く傾向があり、それは94年にピークに達した」(Ibid.)。その様相は図6に窺われる。民間固定資本投資も弱くその一因は、近來にない盛り上がりを見たバブル景気下の事業投資が一転して過剰能力の形成となったことであつたらう。また同じくバブルとその崩壊による会社財務の悪化も1つの要因であった(森 (1994), 53-57頁; 森 (1995), 221-22頁)。

ただ、会社財務はポンドの下落による輸出価格競争力の改善を利したマージン=利潤幅の拡大(図3で労働コスト競争力と輸出価格競争力の乖離に注意)および金利の低下と、両者に支えられた株価上昇<sup>9)</sup>に助けられて比較的短期に

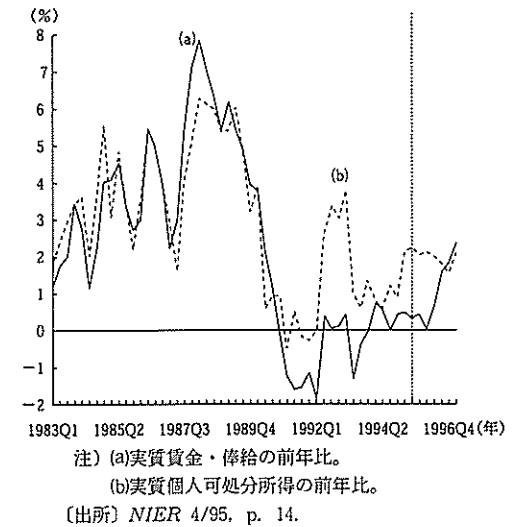
図6 実質固定投資1985~96年 (1990年価格)



改善していった。「企業が利潤マージンを調整する度合いで、コスト競争力の一時的変動は輸出価格競争力に十全には反映される必要はなく」、「輸出利潤マージンは近年健全(healthy)であった」(FSBR 1997-98, para. 3. 40)。

こうして、「1993年初め以来商工業会社は財務上黒字であった。これによって会社は相当債務を減らすことができ、したがってキャピタル・ギャリングおよびインカム・ギャリングは今やともに歴史的低水準にある」(NIER 1/96, p. 7) ことになった<sup>9)</sup>。こうして、収益、金利、株価といった条件は有利になっていき、民間投資は96年に入ってようやく増勢を見せた。「余剰能力の全部ではなくても多くが利用されてしまえば、次の2年間ほどは経済とくにインフレーションの目標領域がかなり厳しいテストに直面しそう」(NIER 4/96, p. 7) といわれたが、とくに製造業投資はなお不振であり(96年は前ピークの90年を13%下回っていた——FSBR July 1997, para. 3. 41), 総固定資本投資は「1999年まではこのレベルを超えることを期

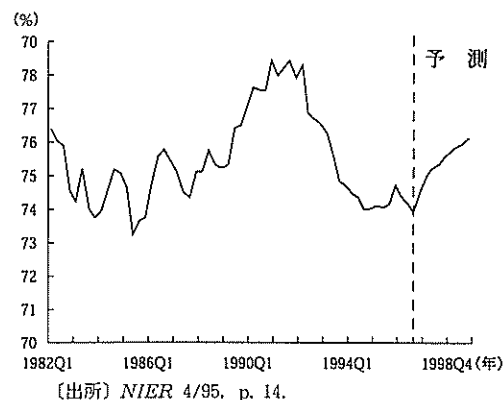
図7 実質可処分所得の変動, 1983~96年Q4



待しない」(NIER 4/96, p. 15)といわれる状況であった(図6参照)。最近ではポンドの上昇が投資に慎重にさせているという指摘がある(FSBR July 1997, para. 3. 34)。

ところで、会社財務の改善や株価上昇とも関連してこの回復過程で目立ったのは、労働分配率の低下ないし投資所得の増大であった。実質個人所得の動向をみると、図7のようであった。一見して明らかなように、実質可処分賃金・俸給所得はバブル崩壊とともに伸び率を急下降させ景気後退過程でマイナスとなり、回復期にも96年初めまで低迷気味であり、全体としての実質可処分所得の動きと対照的であった。これに符節を合わせた労働分配率の変動は図8のようであった。1990~95年に個人可処分所得は名目で33%ほど増加したが、賃金・俸給は20%の増加にとどまった。前者を押し上げたものは配当・利子所得の85%の増加と経常交付金の65%の増加であった。「こうした所得分配の変化は、一部は、この時期に見られた労働市場の緩慢な状態ということで説明されうるが、その条件は国民所得中の利潤シェアの増加を促進し、

図8 雇用・自営からの所得シェア  
1983~96年Q4



また労働からの所得よりも国家給付への依存を強めた」(NIER 3/96, p. 16)。またこうも言われた——「過去4年間にわたる国民所得中の労働のシェアの低下は、その要因を、景気後退中の失業の増大に続いて労働市場に均衡を回復させるのに必要な調整に帰することができる。雇用を必要とする人々がそれを見出しうるためには、実質賃金が生産性に比べて低下することが必要だった」(NIER 4/96, p. 7)。

ポンド相場の低落は、一部はコスト競争力の強化に一部は利潤マージンに利用され、企業利潤の改善、財務体質の強化は個人所得分配を資産所得に有利にし、これらは株価上昇の基礎となり、これはこれで資産価格効果をもたらした。所得に対する住宅組合の合併効果も株価上昇を背景にしたものであったろう。これらは減税と合わせて消費者コンフィデンスを改善し消費者支出の改善につながったと考えられる。とはいえ、消費性向がより高い勤労所得の伸びの弱さは消費者支出に消極的効果をもつと言える(NIER 2/96, p. 14)。このことは、この時期の回復過程は低いインフレ率で特徴付けられるが、その主要因である労働コストの側からのインフレ圧力の微弱さを意味した。労働市場統

計では、平均勤労収入は94年以来3%台の伸びで推移し97年Q1に4.8%と高まった。一方、労働生産性伸び率は93、94年は3%台であったが、その後は四半期数字で1%台で推移している(NIER 3/97, Stat. App., T. 5)。

賃金の上昇テンポの鈍化は1つには公共セクターの賃金抑制政策によるものであったが、80年代の労働市場改革とこれを引き継いだメジャー政権の施策の「成果」でもあった。この時期の雇用の動向を見ると、1987~90年に徐々に増加していたが91~93年の3年間連続して減少し、94~96年に被用者・自営業で各年0.6、1.1、0.8(%)とごく緩やかに増加に転じた。1996年の雇用水準は1990年のレベルを3.1%下回っていた(NIER 3/97, Stat. App., T. 5)。一方、失業率は86年の11.2%から90年に5.9%に低下し、ついで上昇し93年に10.4%まで高まったが、以後雇用の回復に合わせて96年7.6%まで低下した。97年Q1は6.4%であった(NIER 3/97, T. 5)。この場合に注目してよい点は、雇用の極めて緩い増加に比べれば、なお高いとはいえ失業率の低下が速かったことである。実数でいえば、被用者雇用は1993年に対し1995年に39.6万人増加し、給付請求失業者(claimant unemployed)数は59.2万人減少した(Economic Trends, No. 519, T. 4. 2)。しかし、失業のより速い減少は賃金の上昇圧力とはならなかった。失業率と実質賃金の景気の底から3年間の動きを1980年代と1990年代について対照させた図9がこれを示している。

1979年以後の労働市場改革とは簡単に言えば、「労働市場の規制緩和、労働組合改革、競争政策、[労働]誘因を改善する租税・給付の変更」であり、90年代に入って続けられた「訓練・職業紹介サービスの強化」であり、「労働

図9 失業率・実質賃金、2つの回復期の比較

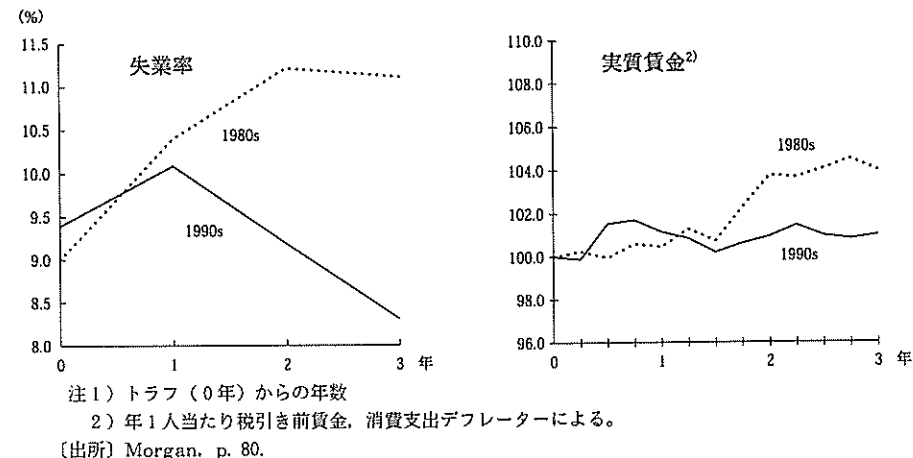


表2 労働関係制度比較

	代替率 <sup>1)</sup>	雇用保護 <sup>2)</sup> 度 (ライン1-21)	労働 <sup>3)</sup> 組合率
イギリス	18	7	-13.6
アメリカ	11	1	-6.9
カナダ	28	3	-0.9
オーストラリア	26	4	-10.0
ドイツ	28	15	-1.6
フランス	37	14	-8.4
イタリア	3	21	-0.5

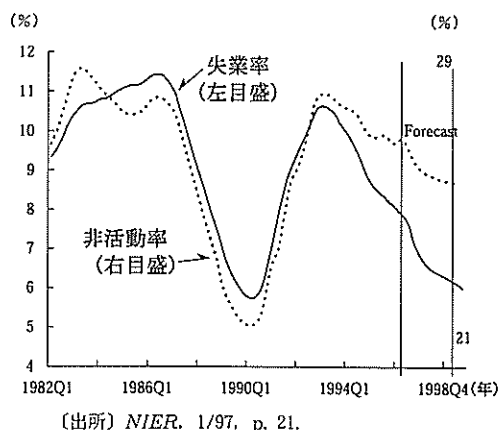
注1) 税引き前勤労所得に対する正規の平均給付額の割合。  
2) 21カ国の順位、21が最強。  
3) 1980年代の組織率(density)の変化で総雇用に対する組合員数。  
[出所] OECD (1995) in Morgan, p. 81.

市場がより弾力的になっている、つまり労働形式が多様化し、賃金決定がより分散し、賃金と業績の連関が強まり、失業の地域差が縮小している多くの証拠がある」というものであった(FSBR Nov. 1996, para. 3. 79)。こうした「労働諸機関の一連の包括的改革」の成果については、OECDのランク付けシステム<sup>7)</sup>による労働保護規定の厳しさを国際比較した表2がある。勤労所得に対する平均受給額の割合はイタリアを除けばアメリカについて低く、雇用保

護の厳格さは21カ国のうち下から7番目であり、総雇用の組合加入率は80年代を通して13.6%ポイント減少した。これは表示の7カ国中最大の減少であった<sup>8)</sup>。

ここで注意を惹くのは、労働改革の成果の現れとして、失業の減少が賃金上昇圧力に結びつき難い状況が生じていたことである。労働統計では、16歳以上の人口は経済活動人口と非経済活動(inactivity)人口に分けられ、前者は労働力(workforce)ないし労働人口(working population)であり、就業者と給付請求失業者に分けられる。失業給付の受給資格ないし条件が厳格化すれば失業者数ないし失業率は実態は変わらないままに減少し、給付を受けられなくなった失業者は統計上は非経済活動人口に入る。したがって、「給付請求者計数によってみた(on the claimant count measure)失業者の減少は、労働市場の緩慢の減少を誇張している」ことになるのである<sup>9)</sup>。ここでは「非経済活動人口」に入っていく人々はいわゆる自発的失業者ではなく、「計量される労働力の外にある人々」であってその「増加をもたらした」のは「給付管理の諸変更」であった(NIER 1

図10 失業率と非活動率の推移, 1982年Q1~98年Q4



/96, p. 21)。

図10を見ると、後退過程では失業率、非活動率ともに上昇したが、続く回復過程では後者の低下は前者よりかなり遅れていた。そして、たとえば、「1992年から94年の労働市場不参加人口 (non-participation) の増加の半ば弱は実際には職が欲しいといっている人々の増加によって説明されえた」(NIER 2/96, p. 85)。こうして、賃金上昇圧力の程度は失業率によってではなく、その「最良の指標 (indicator)」が「不活動比率 (inactivity rate)」に求められることにもなるのである (NIER 1/97, p. 21)<sup>10)</sup>。失業給付を受けられない無職者は求職への圧力を強められ、それが政策の狙いであったが、職に就く意思があって「非活動」範疇に追い込まれた人々が「積極的には職を求めない支配的な理由は、彼らが長期の疾病と分類されることであった。このことは、失業給付が、求職者手当 (Job Seekers' Allowance, JSA) のますます厳しい資格条件をもって管理されてきたような諸変更と連関しているかもしれない。仕事を見つける能力に障るような健康問題をもったり、以前に失業者と分類されたある人々は職を探す際の煩わしい条件がついていな

い疾病給付 (Sick Benefit) の請求に移行してきたかもしれない」。政府は、こうして疾病給付受給者が増えることを懸念して1995年4月にこれに代えて就労不能給付 (Incapacity Benefit) を置き給付資格を厳しくした (Cf. Morgan, p. 85)。失業給付についても新たに1996年10月に求職者手当 (JSA) に置き換えられ、受給資格はますます厳格となり、それによってその管理が失業者に対する就職への圧力をいっそう強めることが期待された (NIER 1/96, p. 20; Morgan, p. 85; NIER 4/96, p. 21)。

ポンドのERM離脱を契機としたイギリス経済の、こうした諸特徴をもった回復過程は1995年に成長率を落とすはしたが、主要国のなかでは比較的良好な「羨ましいほど」といわれるような成長を持続した。ただし、前にみたように固定資本投資の回復は遅れ、さらに欧州通貨統合絡みでポンドは96年夏から上昇してきており、これによる輸出競争力の侵食がタイム・ラグがあっても成長抑制的作用をもつことになると考えられる<sup>11)</sup>。

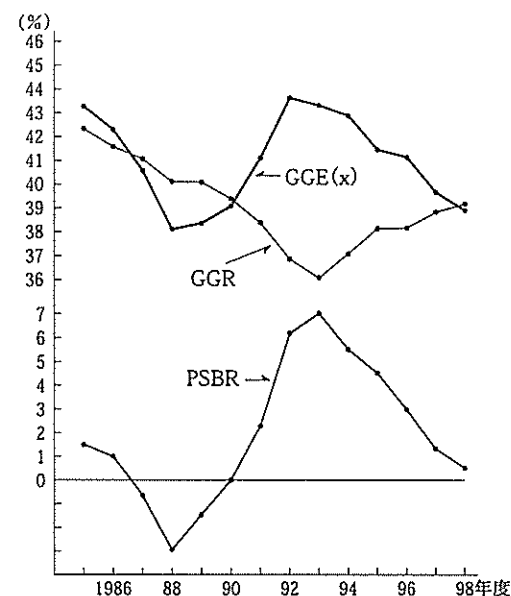
ともあれ、以上の景気過程と絡み合っただけでイギリス財政がどのような動向を見せたか、以下に概観しよう。

## II. ERM 離脱後のイギリス財政

### 1. 公共財政収支の動向

公共部門 (public sector) は一般政府 (中央・地方政府の純計) と公社からなるが、いうまでもなく前者が公共部門収支の大部分を占め、1980年代からの民営化政策によってその比重はますます高まっている (新労働党政府の

図11 一般政府収支, PSBR 対 GDP 比<sup>12)</sup>



注1) 1997, 98年度は予測。

〔出所〕FSBR, July 1997, T. 4A.6, 4A.7より作成。

1997年度予算案で公共部門経常支出総額3,164億ポンドの99.1%——FSBR July 1997, T. 4A. 5)。そこで、ここではほぼ一般政府財政について考察を進める。

まず、一般政府収支と公社を含めた公共部門借入必要額 (Public Sector Borrowing Requirement, PSBR) の対 GDP 比をみると図11のように推移した。現メジャー政権は、サッチャー政権の後半に生じた資産バブル景気がすでに終焉し下降に入っていた1990年11月に同政権を引き継ぎ、たちまち財政赤字の再現とその急増を余義なくされることになった<sup>12)</sup>。しかし、ERM 離脱を転機とするポンドの低落しかも低インフレの下での景気の回復と財政政策とが結びついて、財政支出の抑制と収入の増加——とくに前者——が生じ、収支はかなり早いテンポで好転していき98年度には10年ぶりに黒字に転化するものと予想されている。

70年代のピークに迫るかに見えた PSBR は94年度から縮小に向かい、97年度予算案 (以下断りのない限り新労働党政府予算案) では対 GDP 比 1/4% (メジャー-96. 11 予算案で 2/2%) と見込まれている。

こうした収支を經常・資本勘定別に見ると、表3ようになる。本表は、一般政府収支の動きを国民計算勘定ベースでみたものである<sup>13)</sup>。これによると、①収入は景気の好転とともに94, 95年に増勢を強め、収入総額は91~93年に実質減であったものがこの両年に前ブーム期を凌ぐ増加となった。②支出は、資本勘定がより強く抑制され、全体として増加し続けたものの実質では景気後退から回復にかけて伸びを鈍化させた。③全収支としては95年には93年に対し名目で支出超過が105.5億ポンド (22%) 減少したが、民営化収入を主要素とする「会社証券等に対する現金支出」が29億ポンドほど減ったために公社の収支を含めた PSBR は約70億ポンドの減であった。96, 97年度は直接先行年度と比較できないが、同様な傾向をたどりとりわけ資本支出が強く抑えられた。後述の PFI などの民間資本の活用政策の結果でもあったろう。

毎年の予算案である『財政報告』(FSBR) は1986年度版以降「政府の経済政策の目的」を掲げており、近年のインフレーションの鎮静と景気の後退——回復を反映して94年度版 (93年11月) は「持続的な成長とより高い生活水準を促進すること」(para. 1. 01) としていたが、95年度版 (1994年11月) では、「恒久的に低いインフレーションによって支えられた中期的に持続可能な成長を確かにする」ために「構造改革」を新たに打ち出し (para. 1. 01), 96年度版 (95年11月) では確実な PSBR の減少の持

表3 一般政府経常・資本収支と PSBR

(単位 10億ポンド)

年 度	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996 <sup>5)</sup>	1997 <sup>5)</sup>
経常収入	213.2	219.4	220.3	225.6	242.8	263.8	283.7	309.0
資本収支 <sup>1)</sup>	4.4	3.6	2.8	2.5	2.8	3.2	0.3	0.3
収 支 計	217.6	223.0	223.2	228.1	245.6	267.0	284.0	309.3
経常支出	201.2	217.4	240.5	257.1	271.0	286.0	303.8	313.7
資本支出 <sup>2)</sup>	23.0	20.2	20.2	20.4	20.0	19.8	10.5	8.4
支 出 計	224.2	237.6	260.4	277.4	291.0	305.7	314.3	322.1
一般政府収支	-6.6	-14.7	-37.5	-49.3	-45.4	-38.8	-30.4	-12.9
うち 経常収支	12.0	2.0	-20.2	-31.5	-28.2	-22.1	-20.1	-4.7
資本収支	-18.5	-16.7	-17.3	-17.8	-17.2	-16.6	-10.2	-8.1
会社証券 <sup>3)</sup>	4.5	8.9	7.6	5.4	6.7	2.5	4.3	2.0
PSBR <sup>4)</sup>	-2.4	7.7	28.6	42.5	37.9	35.5	22.7	10.9
収入/GDP (%)	39.5	38.7	37.3	36.1	36.8	38.1	37.8	38.8
支出/GDP (%)	40.7	41.3	43.6	44.0	43.5	43.6	41.8	40.3
実質収入	217.6	209.4	200.3	198.4	209.6	222.6	-	-
実質支出	224.2	223.1	234.0	241.1	248.3	255.0	-	-

注1) 1990~95年度は資本に対する租税と資本収入、1996~97年度は資本税が経常収入に算入されている (FSBR July 1997, para. B. 11)。  
 2) 1990~95年度は租国内固定資本形成、在庫増と他セクターへの交付金・移転、1996~97年度は償却見積もりが資本支出から差し引かれ経常支出に加えられている (Ibid.)。  
 3) 主に民営化収入。原表は、これが資本の減を意味するのでマイナス表示になっているが、本表ではそれが財政赤字の補填になるのでプラス表示とした。  
 4) マイナスはPSDRを意味する。  
 5) 1997.7予算案によっており、95年以前とは直接つながらない。  
 (出所) UKNA, 1996, T. 1.1, 1.7, 1.9, 11, 13; FSBR July 1997, T. 4A.5より作成。

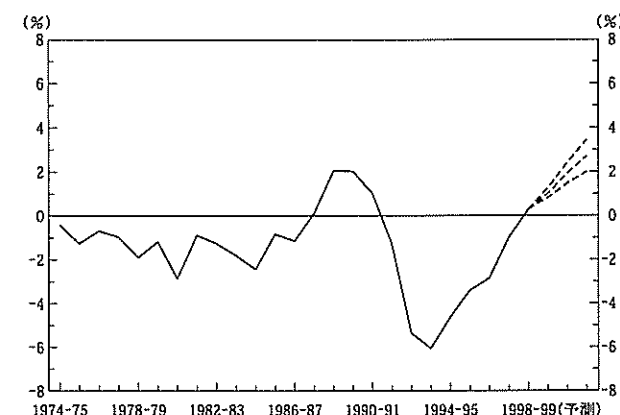
続、個人に対する誘因の改善、公共支出の値打ちの確実な引上げ、民間部門と手を組んだより効率的なサービスの提供を強調した (para. 1.01)。

これに対し新労働党政府は、97.7月予算案で、過去のイギリス国民の潜在能力の浪費、教育・訓練や新技術への貧弱な投資、公共対民間、被用者対雇主、国家対自由市場といった古い闘い (the old battles) の、経済的意識の発展に対する阻害作用を指摘し、急激な経済環境の変化、労働様式に対する技術の変革的影響、グローバルな市場の発展といった挑戦に 대응するイギリスの十分な装備 (equipping Britain) の必要を説き、中心的経済的目標と

して成長と雇用の高く安定した水準の達成 (「過去には確かには見えないゴールだった」) を掲げた (paras. 1.01-1.03)<sup>10)</sup>。

同政府の予算大綱ともいうべきものは次のようであった：①財政赤字削減；財政の公開；住宅市場の安定・より均衡のとれた成長を促進する税改定による経済安定の促進、②法人税率引下げ；利潤の留保・再投資促進のタックス・クレジット (法人間の配当支払いについて受領法人の税額控除) 方式の改革；中小会社資本控除引上げ；映画産業の投資促進措置；公営住宅売却収入の地方当局の住宅再投資による長期投資促進、③2年に限ったウィンドフォール・タックスを財源とする若年・長期失業者、片親、学

図12 公共財政経常収支<sup>1)</sup>



注1) ウィンドフォール・タックスとその関連支出を除く。  
 (出所) FSBR, July 1997, p. 10.

校のためのニュー・ディールによる就労促進へ福祉国家の現代化、④管理総額 (Control Total) 不変 (98年度) の枠内での国民保健サービスと学校に追加支出による良質の公共サービスの提供、⑤家庭光熱費の VAT 税率引下げ；民間医療保険の所得税額控除の廃止；脱税防止諸措置による税制の公正化、⑥環境政策における税の役割についての意思表示；道路輸送燃料税引上げ；タバコ税引上げ；車両内国消費税 (vehicle excise duty, VED) 引上げ；採石環境コスト研究と水質汚染削減の選択肢についての諮問による環境・健康保護 (FSBR July 1997, p. 4)。

なお、さきの不況時の財政収支の悪化に際して「黄金則」 ('golden rule') の侵犯が指摘されたが (森 (1995), 215-16頁参照)、労働党政府はその順守を強調している。前政権から財政構造の改革は課題とされていたが、ブレア政権はこれを承けて、財政安定策への指導ルールとして2つを掲げる。1つは黄金則であり、1つは公共債務の国民所得比の景気循環を通した「安定的・思慮あるレベル」での維持である。前者は政府借入れを投資向けに限定し経常支出

のための借入れは行わないというものであり、イギリスの公共財政経常収支赤字は1985~96年度に平均して GDP の1%を超えていた (図12)。この黄金則の充足がブレア政権の財政政策の大柱となっている。公共債務の GDP 比は前不況の過程で急上昇したが、その切下げも政策課題となっている。ただし、欧州連合の通貨統合における収斂基準の1つとして60%があるが、このレベルを超えたことはなく、最近のピークとなりそうな96年度末でマーストリヒト・ベース54¼%であり、97年度末に53%と予測されている (Cf. FSBR July 1997, pp. 10-11, para. 4.14)。

以上のメジャー~ブレア政府の政策が上記の動きに反映されているとよいてよいであろう。以下もう少し立ち入って考察しよう。

## 2. 財政収入

一般政府租税収入構成の推移をみると表4のようになる。これによると、①租税収入のほぼ3割を占める「所得に対する租税」の大宗をなす所得税は90年に2%ポイントほど比重を高め、その後はそのまま25%台で推移している。

表4 一般政府収入構成<sup>1)</sup>

(単位 10億ポンド)

年度	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997
所得に対する租税	76.9 (35.3)	75.2 (33.7)	73.7 (33.0)	73.2 (32.1)	80.7 (32.8)	90.7 (34.0)	-	-
うち 所得税	54.7 (25.1)	56.4 (25.3)	57.8 (25.9)	57.8 (25.3)	62.5 (25.4)	67.4 (25.3)	69.5 (24.3)	76.5 (24.8)
石油収入税	0.9 (0.4)	-0.1 (-0.1)	0.0 (0.0)	0.4 (0.2)	0.8 (0.3)	0.8 (0.3)	1.7 (0.6)	1.3 (0.4)
法人税	21.1 (9.7)	18.7 (8.4)	15.9 (7.1)	15.1 (6.6)	17.4 (7.1)	22.4 (8.1)	27.7 (9.7)	30.1 (9.8)
支出に対する租税	78.3 (36.0)	85.4 (38.3)	87.5 (39.2)	90.3 (39.6)	96.1 (39.1)	103.6 (38.8)	-	-
うち VAT	33.5 (15.4)	34.2 (15.4)	41.5 (18.6)	42.6 (18.7)	45.9 (18.7)	48.4 (18.1)	46.7 (16.3)	50.0 (16.2)
他の関税・消費税	24.1 (11.1)	35.7 (11.5)	26.0 (11.6)	27.4 (12.0)	29.8 (12.1)	33.0 (12.4)	35.4 (12.4)	39.2 (12.7)
全国事業税	9.2 (2.4)	13.6 (6.1)	13.6 (6.1)	13.1 (5.7)	12.6 (5.1)	13.0 (4.9)	15.3 (5.3)	14.5 (4.7)
地方税	5.2 (2.4)	0.1 (0.1)	0.1 (0.1)	0.1 (0.1)	0.1 (0.1)	0.2 (0.1)	-	-
カウンスル・タックス <sup>2)</sup>	8.6 (4.0)	8.1 (3.6)	8.0 (3.5)	8.0 (3.5)	8.5 (3.4)	9.0 (3.4)	10.1 (3.7)	10.6 (3.4)
社会保障税	34.5 (15.8)	36.2 (16.2)	37.0 (16.6)	39.5 (17.3)	41.9 (17.1)	44.3 (16.6)	47.4 (16.6)	49.5 (16.1)
資本に対する租税等	4.4 (2.0)	3.6 (1.6)	2.8 (1.3)	2.6 (1.1)	2.8 (1.1)	3.2 (1.2)	-	-
うち キャピタル・ゲイン税	2.9 (1.3)	2.1 (0.9)	1.4 (0.6)	1.1 (0.5)	1.1 (0.5)	1.2 (0.5)	1.1 (0.4)	1.3 (0.4)
相続税	1.3 (0.6)	1.2 (0.5)	1.2 (0.5)	1.2 (0.5)	1.4 (0.6)	1.4 (0.5)	1.6 (0.6)	1.6 (0.5)
その他とも計	217.6 (100.0)	223.0 (100.0)	223.2 (100.0)	228.1 (100.0)	245.6 (100.0)	266.9 (100.0)	286.3 (100.0)	293.0 (100.0)

注1) 1990~1996年度は発生主義ベース、1996~97年度は現金ベースであり、直接にはつながらない。1997年度は予測。なお、1996・97年度はこのほかに、北海石油収入がそれぞれ3.5、4.0(10億ポンド)ある。

2) 1990~92年度はコミュニティ・チャージ。

(出所) UKNA, 1996, T. 7.2, 7.7, 9.1; FSB, July 1997, T. 4A.1より作成。

②法人税の比重は景気後退期に低下したが、景気回復とともに高まってきている<sup>15)</sup>。③ほぼ4割を占める「支出に対する租税」の最大項目である付加価値税は、この時期に持続的に比重を高めた。とくに92年には景気後退のなかで3%ポイントも上昇した。④いったん比重を下げていた他の関税・消費税は93年からやや比重を上げた。両者を合わせて80年代後半の25%台から最近では30%台になっている。⑤レイトの改革で生まれた全国事業税とコミュニティ・チャージ/カウンスル・タックスは最近やや比重を下

げる傾向にある<sup>16)</sup>。⑥社会保障税はここ数年やや比重を高めた。⑦「資本に対する租税およびその他資本収入」では「資本に対する租税」がほとんどを占め、またその過半はキャピタル・ゲイン税であり、ついで相続税が3~4割を占めた。後者は土地・建物、政府・地方債、会社・海外証券、その他資産と分類されていた(UKNA 1994Ed., T. 9.6による)。1988年をピークとする、資産価格インフレ(とくに住宅)を伴う景気拡大過程で「資本に対する租税」収入も増加していたが、その破綻によって

表5 租税措置の税収に対する効果<sup>1)</sup>

(単位 100万ポンド)

予 算 案 年 度	1995			1996		
	1995	1996	1997	1996	1997	1998
個人控除額上げ	*	*	*	-440	-640	-610
老齢控除額上げ	-150	-210	-210	-40	-60	-70
老齢控除所得上限	*	*	*	*	*	*
夫婦控除額				*	*	*
軽減税率帯上限上げ	-80	-100	-110	-370	-530	-510
基礎税率帯上限上げ	*	*	*	-40	-80	-80
基礎税率下げ				-1600	-2000	-2100
貯蓄						
貯蓄所得税率下げ				-800	-400	-450
TESSA 延長		-150	-160			
資本						
相続税所得下限上げ	*	*	*	-130	-250	-295
事業措置	-50	-10	-10			
小会社法人税税率下げ		-80	-110		-95	-130
ベンチャー・キャピタル信託	-150	-290	-240			
課税ベース確保措置						
簡素化・規制緩和	-15	-5	-10	-5	240	190
脱税対策	100	175	225	15	30	40
関税・内国消費税						
VAT, 措置	-155	-100	-50	605	35	30
“ , 簡素化・規制緩和	-65	-60	-60			
“ , 脱税対策	340	335	335			
“ , 課税ベース確保						
内国消費税	50	135	170	210	210	180
その他措置				100	435	445
車両消費税	75	110	105	-40	-25	-10
事業税	-605	-135	-10	-135	-95	-55
国民保険料	-260	-300	-305	-5	-770	-790
その他とも計	-1,015	-700	-445	-3,140	-4,590	-4,790

注1) 数字は、消費者物価の変化を考慮(indexed base)したもの; \*は、予算年度の前年11月までの1年間の消費者物価上昇率による物価連動制の実施を示す。

(出所) FSB, 1995-96, T. 5.1; 1996-97, T. 5.1.

90~93年に急減した。近年の株価の上昇や低迷していた住宅市場の95年半ばからの回復の影響はまだ現れていない。

こうした一般政府収入の動向を左右する主要因の1つは、いうまでもなく収入に関わる財政措置であった。メジャー政権は基調的にサッチャー政権の新自由主義ないしサプライ・サイド<sup>17)</sup>の政策を引き継いだといえるが、その発足

時に景気後退に当面してややこれを和らげる独自の工夫も行ってきた。そこで、年度当初予算における措置に限ってであるが、税制改定の税収に与える効果の予測を見ると表5、6のようであった。メジャー政権下の1990~94年度のうち、税制改定が全体として税収にプラスになると予測されたのは1990、91、93、94年度であり、マイナスと予測されたのは92年度であっ

表6 租税措置の税収に対する効果<sup>a)</sup>

(単位 100万ポンド)

予 算 案	96.11予算案			予 算 案	1997.7予算案		
	1997	1998	1999		1997	1998	1999
税収効果年度	1997	1998	1999	税収効果年度	1997	1998	1999
個人控除額上げ	-840	-1,250	-1,300	経済安定性促進			
老齢控除額上げ	-80	-120	-120	抵当利子税額控除の制限		990	950
夫婦控除額	*	*	*	印紙税率上げ	240	490	540
老齢控除所得上限	*	*	*	長期投資促進			
軽減税率帯上限上げ	-60	-140	-160	法人税率下げ		-1,400	-1,950
基礎税率帯上限	*	*	*	小会社, 同上		-200	-250
基礎税率	-1,250	-1,800	-1,800	タックス・クレジット廃止	2,300	3,950	5,400
資本				外国所得配当制廃止		100	-200
相続税所得下限上げ	-30	-55	-65	中小企業設備二重資本控除		-230	-170
事業措置				事業損失控除期限短縮		100	250
小会社法人税率下げ		-80	-110	映画産業償却控除100%		-5	-15
課税ベース確保措置	390	1,470	2,875	福祉国家の現代化			
簡素化・規制緩和	-15	-5	-10	ウインドフォール・タックス	2,600	2,600	
関税・内国消費税				より公正な税制			
VAT, 課税ベース確保	560	320	310	VAT, 家庭光熱税率下げ	-220	-485	-510
〃, その他措置	-85	-80	-80	民間医療保険税額控除廃止	25	115	135
内国消費税	15	20	20	脱税対策	270	570	405
その他措置	610	1,075	1,145	環境・健康保護促進			
車両消費税	40	35	30	内国消費税税率上げ	745	410	820
事業税	-115	-100	-80	その他		-250	-225
国民保険料	100	100	110				
その他とも計	-735	-590	780	その他とも計	5,960	6,665	5,180

注1) 数字は、消費者物価の変化を考慮 (indexed base) したものの。\*は、予算年度の前年11月までの1年間の消費者物価上昇率による物価連動制の実施を示す。

[出所] *FSBR*, Nov. 1996, T. 6.1; July 1997, T. 2.2.

た。93, 94年度の増税は PSBR の激増に対処したものであった<sup>19)</sup>。メジャー政府の95, 96年度予算案および97年度予算案 (*FSBR* Nov. 1996) はマイナス効果をもったが、これには97年5月の総選挙への配慮が働いていたようであった (*NIER* 1/96, p. 8; 4/96, p. 8)。対してブレア新政府の1997年7月予算案は前記の予算大綱にみるように予算の総額はほぼ96.11予算案を継承し、2年だけのウインドフォール・タックスを設けかつ準備金にも手をつけて (98年度充当) 中身で新味を出そうとした。そこに労働党色もみられるが、抑制的基調は貫かれ税改定効果はプラスであった。

やや詳しく項目別にみよう。メジャー政権下では個人所得税を始めとして、控除額のインデクセーション、これを上回る引上げ、税率適用所得境界の変更等による減税措置が主内容であった。貯蓄奨励、小会社やベンチャー・ビジネスへの投資刺激措置も含まれていた。他方、税の増徴の主役は間接税の増税や課税ベースの確保、税制簡素化・規制緩和、脱税対策の強化などが果たした。これらを引き継いだブレア政権では、労働党色を出そうとしながらも、他方では長期投資の促進の名目で企業向けの減税を行った。以下のようなものである<sup>20)</sup>。

① 個人控除：96年度、控除額240ポンド引

上げ、物価連動より100ポンド大；97年度はメジャー予算では280ポンド引上げ、同じく200ポンド大。

② 老齢控除：95年度、控除額を430ポンド引上げ、同じく200ポンド大；96年度、280/290ポンド引上げ、同じく100ポンド大。メジャーの97年度予算では310ポンド引上げ、同じく200ポンド大。

③ 軽減税：適用所得上限額を95年度200ポンド引上げ、同じく100ポンド大；96年度、700ポンド引上げ、同じく500ポンド大；97年度はメジャー予算で200ポンド引上げ、同じく100ポンド大。

④ 基礎税：適用所得上限を96年度、1,200ポンド引上げ、同じく200ポンド大。税率を96年度に25%から24%に引下げ。これは基礎税率20%を目指す一過程と位置付けられていた。97年度メジャー予算でさらに23%に引下げ。

以上によって、他の措置も含めて、納税者の1/4が20%の所得税率を適用されることになっている (*Ibid.*, p. 131)。参考までにここ数年の税率帯別納税者数を見れば表7のようであった。

⑤ 貯蓄所得税：96年度に基礎税納税者向けに税率を基礎税率から軽減税率 (20%) に引下げ。

⑥ 免税特別貯蓄勘定 (TESSA)：95年度、満期後9000ポンドまで新 TESSA に預託可能に。なお、個人投資プラン (Personal Equity Plan, PEP) の対象が社債と優先株式に広がられている。

⑦ 法人税率は92年度以来33%で主要工業国のなかで最も低かったが、97.7予算案で31%に引き下げ、また、小会社については、96年度に

表7 所得税率帯別納税者数

(単位 100万人)

年 度	軽減税率 <sup>a)</sup>	基礎税率	高税率	計
1991-92	-	24.1	1.6	25.7
1992-93	4.2	19.4	1.7	25.4
1993-94	5.4	17.9	1.7	25.0
1994-95	5.2	18.2	2.0	25.3
1995-96 <sup>b)</sup>	5.6	17.9	2.2	25.7
1996-97 <sup>b)</sup>	7.1	16.4	2.1	25.6
1997-98 <sup>b) 3)</sup>	7.2	16.2	2.2	25.6

注1) 1993年度以降、軽減税率の所得上限を超える納税者の多くは軽減税率のみで納税している。その理由は、配当所得と (96年度から) 貯蓄所得によって軽減税率所得上限を超える場合、これら基礎税率でなく軽減税率で課税されるからである。

2) 暫定。

3) 予算案での措置を考慮した数字。

[出所] *FSBR*, Nov. 1996, p. 132.

25%から24%に、メジャー97年度で予算で23%に引き下げられ、ブレア予算案でさらに21%に引き下げられた。40万社が受益するとみられる。

⑧ 相続税：96年度に課税財産額の下限が46,000ポンド引き上げられて20万ポンドとなり、97年度 (メジャー予算) にさらに15,000ポンド引き上げられた。これは物価連動を10,000ポンド上回った。なお、メジャー政府は財政が許せば、相続税とキャピタル・ゲイン税を漸減させやがて廃止することを公約していた (*FSBR* July 1997, para. 6.07)。

⑨ 利潤連動賃金 (profit related pay, PRP) 税額控除：97年度ブレア予算の課税ベース確保措置に含まれているが、この措置はPRP普及の促進のために1987年度に始まり、92年度から同措置の適用数が急増していき、そのコストは91年度の5,000万ポンド足らずから96年度には15億ポンドになろうとしている。PRPは、労働者の企業参加意識を促し、賃金に柔軟性を与える意義をもつが、すでに十分定



着したとみられてその優遇税制は3～4年で段階的に消滅するものとされている (FSBR July 1997, paras. 6. 30-6. 31)。97年度予算案ではその着手によって97年度1億ポンド、98年度7億ポンド、99年度17億ポンドの増収が見込まれている。

⑩ 土地埋立税 (Landfill Tax) : 関税・国内消費税の「その他措置」に含まれているが環境対策として埋立地への廃棄物処分に対する課税であり、96年10月から施行された (税率はトン当たり27ポンド)。96年度予算案で96年度1億1,000万、97年度4億5,000万、98年度4億6,000万 (ポンド) の増収が見込まれている。

⑪ 事業税 : 地方税制改革で生まれた全国事業税は、発足後5年目で大ブリテンにおける非住宅不動産の再評価が行われ (1995年4月発効)、それによる税負担の急増を緩和するために、再評価による実質税額増を大型不動産について10%に、小型について7%、住宅付き店舗について5%に制限するものとされた。96年度にはそれぞれ7%、5%、2%に改められ、97年度にそれが延長される。

⑫ 国民保険料 : 国民保険料は勤労所得 (週当たり) のスケールによって料率が累進的に定められているが、95年度は低クラスの雇主料率の引下げ等があり、96年度には同じくメイン・クラスの引下げ等が、97年度 (メジャー政府) は95年度予算で表明されていたメイン・クラスの雇主料率引下げの実施のほか、低クラス帯の拡大、高クラス帯の下限の引上げが予定されている。

なお、ブレア政府の新税制措置として表6のようなものがあるが、いくつか拾ってみると、⑬ 抵当利子税額控除 : 15%から10%に引下げ (98年4月発効) ; ⑭ 印紙税 : 高額財産 (株式

を除く) 移転について1%から1%ないし2%に引上げ ; ⑮ タックス・クレジット : 年金計画や会社へのそのの廃止 ; ⑯ 中小企業設備償却 : 予算発効日から1年間は設備支出はこれまでの2倍 (50%) の償却控除率を受けられる ; ⑰ ウィンドフォール・タックス : 就労促進計画 (Welfare to Work programme) の財源として2年度に限り民営化された公益企業の超過利潤に課税される。課税額は、会社売却時の設定価格と民営化後4年の年平均税引き利潤に株価収益率 (PER) 9を適用してえられる評価額との差額の23%とされている (FSBR July 1997, para. 2. 10-2. 11) ; ⑱ VAT : 労働党の重要な選挙公約の1つである家庭用燃料・電力の税率のEC法下の最低限である5%に引下げ (ibid., para. 2. 16) である。

### 3. 財政支出

初めに触れたように、イギリス一般政府財政支出 (GGE (X) - 後述参照) はGDP比でみて、不況の影響を受けて1992年にピークとなりERM離脱を契機としてこれを漸減させていった。1992年度の43%に対して96年度は41%となった。97年度は39%と見込まれている (FSBR July 1997, T. 4A. 7)。前述のように年度当初予算案の租税改定措置の財政効果は、1993～94年度増税の後には95～97年度 (メジャー予算) は減税となり、ブレア97年度新予算は増税となっているが、財政収入の対GDP比は93年度を底に久方振りに緩やかに増加していった。が、収支の改善は支出の相対的低下により多く負っていた。メジャー政権の初めの財政悪化 (acute fiscal position) - NIER 4/96, pp. 8-9) への対処の方策は、支出の抑制による減税とPSBRの縮減であったといえよ

表8 一般政府支出<sup>1)</sup>, 1990～97年度

(単位 10億ポンド)

収支項目	年度	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998			
管理総額 <sup>2)</sup>		180.0 <sup>3)</sup> (81.4)	211.4 (86.6)	232.3 (86.3)	241.4 (85.3)	248.2 (85.8)	255.2 (85.2)	260.4 (84.4)	[260.6] (84.8)	266.4 (84.5)	[266.5] (84.7)	273.6 (84.3)	[274] (85.1)
就労推進 <sup>4)</sup>									0.2 (0.1)			1.2 (0.4)	
地方当局住宅再投資									0.2 (0.1)			0.7 (0.2)	
景気循環的社会保障			10.9 (4.5)	13.2 (4.9)	14.3 (5.0)	14.4 (5.0)	14.5 (4.8)	14.3 (4.6)	[14.3] (4.7)	13.7 (4.3)	[14.1] (4.5)	14.0 (4.3)	[14] (4.3)
中央政府債務利子		17.5 (3.6)	16.3 (6.7)	17.4 (6.5)	19.2 (6.8)	17.6 (6.1)	20.0 (6.7)	22.3 (7.2)	[22.2] (7.2)	24.6 (7.8)	[24.8] (7.9)	24.4 (7.5)	[24] (7.5)
会計上の調整		3.6 (1.6)	5.5 (2.2)	6.3 (2.3)	8.0 (2.8)	9.0 (3.1)	10.1 (3.4)	11.4 (3.7)	[10.3] (3.4)	10.1 (3.2)	[9.2] (2.9)	10.7 (3.3)	[10] (3.1)
GGE (X) <sup>5)</sup>		221.2 (100.0)	244.1 (100.0)	269.2 (100.0)	283.0 (100.0)	289.2 (100.0)	299.7 (100.0)	308.4 (100.0)	[307.4] (100.0)	315.3 (100.0)	[314.7] (100.0)	324.7 (100.0)	[322] (100.0)
民営化収入		-5.3 (-2.4)	-7.9 (-3.2)	-8.1 (-3.0)	-5.4 (-1.9)	-6.4 (-2.2)	-2.4 (-0.8)	-4.4 (-1.4)	[-4.5] (-1.5)	-2.0 (-0.7)	[-2.0] (-0.6)	-0.0 (-0.0)	[-1½] (-0.5)
その他調整						5.0 (1.7)	5.8 (1.9)	5.1 (1.7)	[5.6] (1.8)	6.2 (2.0)	[6.3] (2.0)	6.6 (2.0)	[7] (2.2)
GGE		215.9	236.2	261.1	277.6	287.8	297.3	309.0	[308.5]	319.4	[319.0]	331.3	[327]
GGE(X)/GDP		39	42	44%	44%	42%	42½	41	[41½]	39½	[40]	38%	[39]

注1) 1996～98年度の [ ] は FSBR Nov. 1996の数字。1996年度 [ ] は推定実績、1997、1998年度は予測。  
 2) 1990～92年度は計画総額、1993～94年度は新管理総額、1995～97年度は管理総額。  
 3) 地方当局自己財源支出14.9 (10億ポンド) は計画総額の外に置かれている。  
 4) Welfare to Work Spending.  
 5) GGE (X) は民営化収入、全国宝くじ収入による支出利子・配当収入を除いた一般政府支出。  
 (出所) FSBR, 1992-93, T. 5. 1 ; 1993-94, T. 5. 1 ; 1994-95, T. 5. 2, 5B. 1 ; 1995-96, T. 6. 1, 6A. 1 ; 1996-97, T. 6. 3 ; Nov. 1996, T. 4. 6 ; July 1997, T. 4. 6より作成。

う。これに対しブレア政権は収入増を図り支出の増を避けつつ、新味を出そうとしている。

イギリス公共財政支出は、一般政府財政支出について1989、93、95年度と改編され、とくに1993年度には計画総額 (Plannig Total) の外に景気循環的社会保障 (Cyclical Social Security) が設けられ、財政の均衡は景気循環を通して中期的に達成されるべきものとされた。計画総額は内容の異動を伴いながら93年度に新管理総額 (New Control Total) に、95年度には管理総額 (Control Total) と呼称を変えた (森 (1995), 224頁参照)。また、1995年6月に蔵相は、目標とする財政支出の定義にやや修正を加えた。それまで一般政府支出の対GDP比の算出には民営化収入を考慮しない一般政府支出 (General Government Expend-

iture, excluding privatisation proceeds) であったが、さらに全国宝くじ (National Lottery) 収入の支出相殺効果を除き、債務利子を公社や民間部門からの利子・配当を引いた純債務利子とした。これはGGE (X) と表記される<sup>20)</sup>。

このGGE (X) の推移を管理総額、景気循環的社会保障、純債務利子の別に見たものが表8である。不況とともに景気循環的社会保障のGGE (X) における比重が高まり回復とともに低下し、債務利子の比重が、債務残高の増大に引き続いて、しかし金利の低下の影響も受けつつ高まっていた<sup>21)</sup>。1996～1998年度はメジャー政府の1996. 11予算案とブレア政府の1997. 7予算案の数字を併記してある。後者は前者の設定した大枠のなかで支出政策を立て、そ

表9 管理総額、省別内訳、1991~97年度

(単位 10億ポンド)

省	年度	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997 <sup>1)</sup>
国	防務	25.6 (10.7)	24.6 (9.9)	23.7 (9.4)	23.1 (9.1)	21.5 (8.4)	21.6 (8.5)	20.9 (8.2)
外	海外開発	1.2 (0.5)	1.3 (0.5)	1.3 (0.5)	1.3 (0.5)	1.3 (0.5)	1.1 (0.4)	1.0 (0.4)
農・漁・食料		2.2 (0.9)	2.3 (0.9)	2.3 (0.9)	2.4 (0.9)	2.4 (0.9)	2.3 (0.9)	2.1 (0.8)
商工業-諸計画		2.4 (1.0)	2.4 (1.0)	3.1 (1.2)	2.5 (1.0)	2.8 (1.1)	2.8 (1.1)	2.8 (1.1)
"-国有産業		3.0 (1.3)	3.0 (1.2)	2.9 (1.2)	2.9 (1.1)	3.2 (1.3)	3.2 (1.3)	2.9 (1.1)
運輸		1.9 (0.8)	1.4 (0.6)	1.3 (0.5)	0.6 (0.2)	0.2 (0.1)	-0.5 (-0.2)	0.0 (0.0)
環境-地方政府		6.0 (2.5)	7.0 (2.8)	6.2 (2.5)	6.1 (2.4)	4.4 (1.7)	4.8 (1.9)	5.0 (2.0)
"-その他		31.7 (13.3)	33.4 (13.4)	30.6 (12.2)	30.6 (12.0)	30.3 (11.9)	30.6 (12.0)	30.0 (11.8)
内務		10.4 (4.4)	11.1 (4.5)	10.7 (4.3)	9.9 (3.9)	9.0 (3.5)	8.2 (3.2)	7.3 (2.9)
法務		6.1 (2.6)	6.2 (2.5)	6.2 (2.5)	6.4 (2.5)	6.5 (2.5)	6.4 (2.5)	6.5 (2.6)
教育・雇用		2.2 (0.9)	2.5 (1.0)	2.5 (1.0)	2.6 (1.0)	2.7 (1.1)	2.7 (1.1)	2.6 (1.0)
保健		11.1 (4.7)	11.5 (4.6)	14.2 (5.7)	14.7 (5.8)	14.5 (5.7)	14.4 (5.7)	13.3 (5.2)
うち NHS		28.6 (12.0)	30.3 (12.2)	31.0 (12.4)	32.4 (12.8)	32.9 (12.9)	33.1 (13.0)	33.4 (13.1)
社会保障 <sup>2)</sup>		18.3 (11.9)	30.0 (12.2)	30.2 (12.0)	31.3 (12.3)	32.0 (12.5)	32.4 (12.7)	32.9 (12.9)
スコットランド		61.0 (25.6)	65.6 (26.4)	69.9 (27.8)	71.2 (28.0)	72.7 (28.5)	75.0 (29.5)	76.3 (29.9)
ウェールズ		13.1 (5.5)	13.6 (5.5)	14.2 (5.7)	14.4 (5.7)	14.3 (5.6)	14.2 (5.6)	13.7 (5.4)
北アイルランド		5.9 (2.5)	6.4 (2.6)	6.6 (2.6)	6.7 (2.7)	6.7 (2.6)	6.7 (2.6)	6.6 (2.6)
大蔵		6.8 (2.9)	7.1 (2.9)	7.4 (2.9)	7.6 (3.0)	7.7 (3.0)	8.0 (3.1)	7.9 (3.1)
諸欧州共同体		3.9 (1.6)	3.7 (1.5)	3.5 (1.4)	3.4 (1.3)	3.3 (1.3)	3.2 (1.3)	3.0 (1.2)
地方当局自己財源支出		0.8 (0.3)	2.0 (0.8)	2.0 (0.8)	1.4 (0.6)	3.2 (1.3)	1.4 (0.6)	2.1 (0.8)
その他とも計		12.6 (5.3)	10.6 (4.3)	9.2 (3.7)	11.7 (4.6)	13.2 (5.2)	12.9 (5.1)	13.2 (5.2)
		238.3 (100.0)	248.5 (100.0)	251.0 (100.0)	254.0 (100.0)	255.2 (100.0)	254.3 (100.0)	254.9 (100.0)

注1) 予測。

2) 景気循環的社会保障を除く。

(出所) *FSBR*, Nov. 1997, T. 5A.5

のなかで就労促進(福祉国家の現代化)と公営住宅の売却資金による住宅投資という新機軸が折り込まれている。また同表に現れていないが、後にも触れるように、別の新機軸として教

育と国民保健サービス(National Health Service, NHS)の改善に準備金が当てられることになっている。なお、GGE(X)の85%を占める管理総額の1991年度以降の省別内訳の

推移を一瞥しておくと、表9のようである。毎年の予算案に示されたメジャー政権の財政支出の重点項目として、不況から回復にかけて保健が常に挙げられ、運輸から雇用ないし社会保障、教育、治安への移行があった。同表では、メジャー政権後半に国防、運輸、環境の比重が下がり、教育・雇用、保健、社会保障の比重が高まった。

社会保障については、「現政府は窮乏の絶対的概念に固執している。年金受給者が得ている絶対的生活水準が1980年に受け入れられたならば、同じ絶対的水準が、たとえば1990年にも受け入れられるはずだ。……政府の考えは、満足できる生活水準であろうものではなく受け入れられる保証最低限度に馴染むのである」という指摘(Fleming and Oppenheimer, p. 74)にも留意すべきであろう。

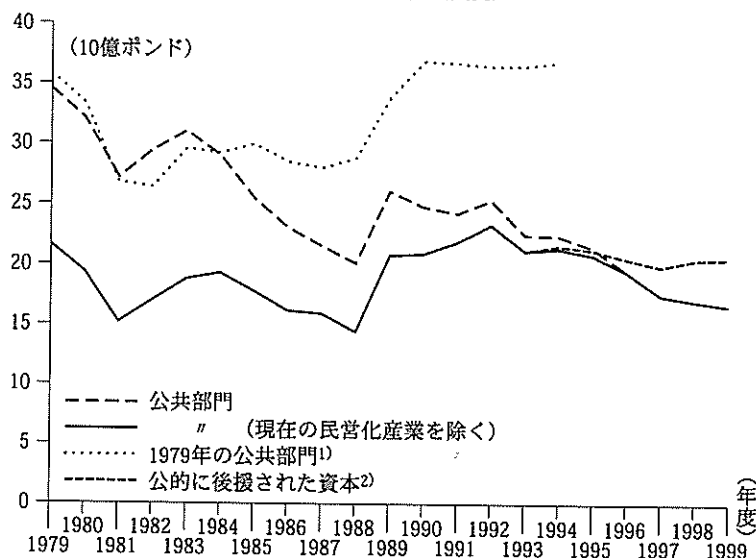
ところで、メジャー政権下では、近年の持続的経済成長を背景とし、またPSBRの急増に対処して財政支出は「しっかりした管理下」('under firm control')に置かれ、個別項目の支出の増加は他での節約あるいは脱税・不正受給防止、納税促進のための支出("spend to save")効果(*FSBR* Nov. 1996, P. 106)によって賄うものとされてきた。公共部門賃金についても改まった(formal)政策としてでなく、行政の効率化ないし生産性上昇によって賃上げの財源をえることとされた<sup>2)</sup>。96.11予算案では中央政府運営費は前年度比7%カットされ、92年度以来の節減は累計で実質15%減と見込まれた(*FSBR* Nov. 1996, para. 5.05)。こうして、1993年3月以来予算案で表明された裁量的財政政策諸措置によって、それらがなく場合と比べて96年度のPSBRは300億ポンド以上減少すると見込まれた。このうち、150億ポ

ンドは税収増、152億ポンドは管理総額支出の削減を通して生じた(*NIER* 1/96, p. 10)。

実際のPSBRの動きからみてこれは過大といえそうだが、「にもかかわらず、政策的措置によって財政政策がどの程度きつくされたのかの、納得の行く見積もりを与え」ていた(*NIER* 1/96, p. 10)。インフレーションの鎮静もこうした財政支出の節減政策に追い風となった。高インフレ期の財政抑制の方途としてキャッシュ・リミット制が行われてきているが、逆に予期以上の物価鎮静は予算内の実質支出の増加を許したからである。たとえば、「過去、インフレーションが予期以上に低かったとき、諸省がそれぞれの予算を使い切ると、実質でみた支出は予期より速いものとなった。本年の配分額が使われると仮定すると、より低いインフレ率によって次年度の管理総額は10億ポンド強削減できよう」といわれた(*NIER* 3/96, p. 13)。もっとも「管理総額の相当の削減には、実質支出計画のへそくり(parings)を多少戻すことが必要であろう。しかし、選挙前の予算で政府がこれを進んで実行するとは期待していない」ともいわれた(*Ibid.*)。

メジャー政権の財政支出の節減の有力候補は公共部門の資本支出であった。公共部門資本支出の節減は直接的なそれよりも民間部門資本支出への転換ないし民間資本の導入を通して行われた。前者は民営化であり、後者では、公共部門資本支出分野への民間資本の進出を促すPFI(Private Finance Initiative)またチャレンジング・ファンド(Challenging Funds)といった工夫が行われている。公共部門の財・サービス供給活動の民営化は1980年代半ばに大規模化した。民営収入の動きにもみられるようここ数年少なくなっている。国有産業は1979

図13 資本支出 (実質)



注1) 「1979年の公共部門」は歴年。「1979年の公共部門」とは、公共部門資本支出 + 公益事業の運輸・通信の資本支出 + 保健・教育資本支出。  
 2) 公共部門に PFI の民間資本支出を加えたもの。  
 (出所) FSBR Nov. 1996, p. 100.

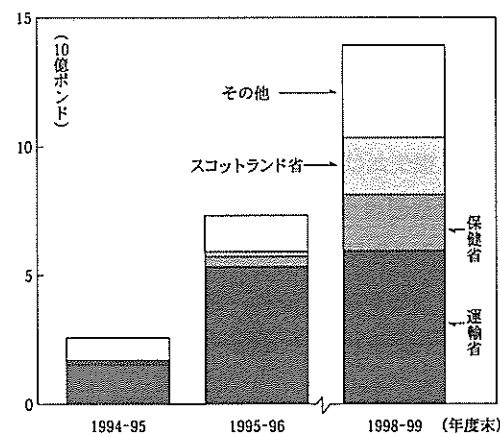
年に GDP の11%を占めていたが93年には2.3%となった。1979年から95年にかけて国有産業雇用は%以上減少し40万人となり、95万以上の職が民間部門に移された<sup>20)</sup>。新政権は98年度以降民営化を予定していないが、PFI ないし公民提携 (Public/Private Partnership) を上質の公共サービス供給の鍵とみて、その再活性化 (re-invigorated) を課題としている (FSBR July 1997, p. 23)。

資本支出における公と民の分担に対するこうした民営化の影響は図13に窺われる。現存の公共部門産業の実質資本支出額 (図の——) は景気後退過程で反循環的に増加した後減少し80年代前半のレベルにあったが、公共部門としての資本支出 (図の---) は反循環性を示しながら民営化によって低落傾向を辿った。民営化された産業の投資活動を含めて1979年当時の公共部門産業の資本支出の推移 (図の……) を

見ると70年代初めのレベルからやや低下した後80年代末に増加し70年代末をやや超えていた<sup>20)</sup>。また、同図 (-----) は PFI やチャレンジング・ファンドによる民間資本の導入が現公共部門投資活動の低下をほぼ補っていることも示していた。

PFI は契約によって、公共部門サービスのための資本支出を民間資本が肩代わりし、公共部門は生産されたサービスをその民間資本から経常支出として購入し人々に提供する仕組みであり、1992年に発足し、93年11月には契約を確認する機関として PFP (Private Finance Panel) が設けられた (Cf. FSBR 1995-96, paras. 6.24-6.30; Nov. 1997, paras. 6.17-6.25)。そのもとでの投資はしだいに規模を増し97~99年度には10億ポンド以上の投資が期待されている (FSBR Nov. 1996, p. 100)。主要省別の投資累計額の増加振りは図14に見る通り

図14 PFI の省別累計



(出所) FSBR, Nov. 1996, Chart 1.2

である。

さらに、この20年間、公共・民間部門の提携 (partnership) が広汎な分野で進展した。導入される民間資本は「梃子入れ」金融 ("levered in" finance) と呼ばれ、97~99年度に年15億ポンドの民間支出があるものと期待されている。チャレンジング・ファンドを重要な方法の1つとする民間梃子入れ金融は3つのカテゴリーに分けられている。(a)公共供給への追補的支出；(b)直接的民間部門支出；(c)公共分野補完的民間投資であり、(a)は公共部門サービスについての民間資金利用で、職業訓練計画への雇主拠出や通産省の科学研究奨励への拠出などがある。(b)は省庁計画によって直接にあるいは補助金の交付によって民間投資が行われる場合で、住宅組合に対する住宅公社の交付金で生じる住宅投資や、都市再生投資がその例である。(c)は先行する公的なプロジェクト投資に続いて、これを支援する民間投資であり、たとえば、公的交付金によって支持された住宅開発と並んだ民間投資である (NIER 1/97, p. 101)。2分類であるが94年度の内訳は表10のようである<sup>20)</sup>。

表10 公的部門と連繋した民間支出

(単位 10億ポンド)

公共サービスを補完する民間部門金融	
住宅	2 ¼
高等教育	3
他の省計画	½
海外開発共同金融	½
計	6 ¼
公共補助金と連携した民間投資	
地域支援および産業協力	4
都市再生	2 ¼
雇用措置	¼
計	6 ½

(出所) FSBR, Nov. 1996, T. 1.4.

社会保障給付においても支出抑制の方策がとられてきた。さきに触れたように、失業給付に関してサッチャー政権以来その条件ないし資格の厳格化が進められてきたが、1996年10月には失業給付改革の主要綱目といわれた求職者手当 (JSA) が導入された。社会保障省の1996『政府支出プラン』の説明によると、同制度はそれまでの失業者向け失業給付と所得支持給付 (Income Support Benefit) を一本化したもので社会保障省と教育・雇用省の共同提議であった。労働年令人口を対象にしたものであり、その主要な狙いは、労働市場の作用の改善、税金使用の効率化、失業者へのサービスの改善にあるとされていたが、要点は、給付は「金融的支持を必要とする人々によりいっそう的を絞り、人々が仕事に戻ることをより効率的に助ける体制」にすることにあった<sup>20)</sup>。これによって国家給付資格はますます厳しくなり受給が困難になった (NIER 4/96, p. 21)。すでにこの改正以前の1995年秋の予測では、1996年末には失業が40万人減るが、そのうち雇用増によるものは24万人のみで、労働人口から不活動人口への引退によるものであり、その一因は求

職者手当での導入による給付規制の強化に求められていた (NIER 4/95, p. 21)。新手中当制が失業者に対し求職への圧力となることが期待されていたのである (NIER 1/96, p. 20)。こうして、政府の失業給付政策は管理の厳格化によって給付支出そのものを節約しながら、統計上、失業水準を低く見せつつ、失業者を「非活動人口」に送り込みかつパート・タイムであれ求職への「インセンティブ」を与えることであった。

ところで、就職の意思をもちながら失業者に数えられない人々の1つの対応は、疾病給付 (Sickness Benefit) や廃疾給付 (Invalidity Benefit) の申請に向かうことだったといわれた。これらは「仕事を探しているという煩わしい条件を付けていない」からである<sup>29)</sup>。政府はこうした疾病給付請求者の増加を懸念して<sup>28)</sup>、1995年4月、疾病給付と廃疾給付 (Invalidity Benefit) を合わせた就労不能給付 (Incapacity Benefit) を導入した。これは国民保険制度下の拠出給付であり、その目的は、「仕事を探したり仕事に就くことを期待することが無理な条件にある人々に、給付制度にわたって、就労不能の諸手当を絞る」ことにあり、「給付の構造改革は的の絞り込みを改善し、民間と公共の支給の重複領域を除く」と期待された<sup>29)</sup>。これに対し、ブレア新政権は、さきに触れた政策大綱を掲げ、財政支出面では前政権の管理総額と省別シーリングを維持する方針をとりながら、ウィンドフォール・タックスを財源とした就労促進計画、準備金を財源とした教育投資と国民保険サービス (National Health Service, NHS) への支出、公営住宅売却資金を財源とした地方当局住宅再投資といった施策を打ち出した。このうち地方当局の住宅再投資は97年度

2億ポンド、98年7億ポンドが見込まれている。

就労促進計画 (Welfare to Work) は「福祉国家の現代化」の主要な柱であり、失業の個人的な損失だけでなく国民経済的損失に注目し、新政権はつぎのように主張した。「人々はほとんど金も技能も希望もなく窮乏の畏にはまることができない。失業給付請求者統計は160万人以上が失業し給付を請求していることを記録している。そのうち35万人が2年以上失業し42万人は25歳未満である。労働力調査 (Labour Force Survey, LFS) はもっと多くものレベルを終始記録している。労働年令世帯の5のうち1が就業者を1人もっていない」、現代的福祉国家とは「人々が現代経済において全面的に役割を果たすのに必要な技能と機会を得るのを助けうる」国家である、「政府は自らを助ける用意のある人々を助け、権利が責任と手を携えて行く文化を助長するであろう」 (FSBR July 1997, paras. 1. 46-1. 47)。

同計画は、青年と長期失業者のためのニューディール、片親 (lone parents) ためのニューディールからなり、青年 (25才未満、6カ月以上失業) については98年1月から、全国的に98年4月から雇用サービス局 (Employment Service) の手で広く公私諸機関と協力しつつ就労援助を行い、長期失業者については98年6月から、2年以上の失業者の雇用に対し6カ月間週75ポンドの補助金が事業に交付される。片親については、100万人の片親が給付に依存して200万人の子供を育て、そのコストは失業者への給付より多い年100億ポンドを要する。片親は育児など就労に困難な条件があり (とくにEU市場での就労)、雇用サービス局の援助を受ける。その場合、家族貸付 (family credit)、

住宅給付、カウンシル・タックス給付の範囲内で育児費用が補助される。97年7月から8地区で98年10月から全国で実施される (FSBR July 1997, paras. 1. 50, 1. 51, 2. 07, p. 31)<sup>30)</sup>。

準備金の充当はつぎのようにになっている。準備金は96.11予算案で50億ポンドあったがその12億ポンドをNHSに、10億ポンドを学校に充当するものとしている (FSBR July 1997, paras. 2. 39-2. 41)。後者は学校のためのニューディールと呼ばれるが、失業問題の根源は学校教育の低達成度にあるという認識にもとづき、21世紀に向けて学校の荒廃したインフラストラクチャーへの取り組み (情報技術設備を含む) を開始するものである (FSBR July 1997, para. 2. 07)。なお、97.7予算案はPPP (公民提携 (Public/Private Partnership)) にも言及しており、これを上質の公共サービス供給の鍵とし、その全体的検討をつうじて再活性化を図るとしている (FSBR July 1997, p. 23)。

ここで、フレミング=オープンハイマーによる教育と保健についての論考を紹介しておく、公教育への公共支出の対GDP比は80年代・90年代には5%前後を保ち、初等・中等教育 (school sector) では出生率の低下の影響で70年代に生徒/教員比の低下があったが80年代初にそれが停止し、なお低下を続ける私立学校 (independent school) に比べた不利なギャップは広がった。そして、中学校卒業生の学習達成度の国際的立ち遅れ (数学などの能力で1年あるいはそれ以上) や就学前 (nursery) 施設と低学歴者のための定時制職業教育あるいは継続教育の相当の遅れがあった。他方高等教育 (higher education) になると、1990年代はイギリスではとくに急速な変化の時期であっ

た。従来、イギリスでは18才人口の高等教育人口比は工業諸国のなかではるかに低く (とくに大学)、課程の長さは他国より平均して $\frac{1}{2}$ 短く、しかし、学生1人当たり公的資金額はトップ・クラスにあり、それは教育密度の高さを意味していた。そして、80年代以来、高等教育への進学率が急速に高まり、その数値はなおたいの工業国を下回ってはいるが、その差はずっと狭まった。18才人口の進学率は1960年代初の12人に1人、80年代初の6人に1人から1990年代半には3人に1人となった。ただし、80年代以来高等教育向け公共支出の相応の拡大はなかった。その結果、いわゆるステューデント・レイシオは80年代の半ばまでの15年間ゆっくり増加した後、 $\frac{8}{4}$  (大学で約10) から1993年度の $\frac{13}{2}$  (人) に急上昇した。加えて、ここでの平均給与は以前に比較可能と考えられていた他の職業よりかなり低く抑えられてきた。こうして、「高等教育における資金単位当たり修了学生数の増加 (greater student throughput per unit of resources) の強調は、官僚的管理手続きの増殖……と合わせて、この部門内の不安定さと競争圧力を激しくさせ、労使の専門職的連帯性も相互信義関係 (mutual commitment) も弱めてしまった」のである<sup>31)</sup>。

保健については、保健サービスの総生産機能に覚ましい変化があった。病院ベッド数は数十年間低下しており、1970年以來でも40%減であったが、同時に国民保健サービス医療スタッフ数は71年の79.5万人から83年105.3万人、93年98.9万人となり、そのなかで医師 (開業医と病院医師) は間断なく増加し、対照的に病院技術者数は80年代初にピークとなり看護婦数はベッド数の減少に対応して1989年をピークに以後かなり速く減少した。病院ベッド当たりス

スタッフ数は1971年1.55、83年2.45、93年3.40 (人)と増加した。その底流にあるのは「医療のより——正確には高度医療 (acute health-care) の——労働使用的技術進歩」であった。スタッフ数の増加の別の一因は、人口比を高めている高齢者の高度医療の不釣り合いの大量利用であった。他方、人的社会サービスの分野では、公的部門のスタッフ数は80年代半ばまでの15年間急増した後、過去10年間増加せず、民間への依存が増大していた<sup>32)</sup>。メージャー政権が財政支出の重点としていた、またブレア政権も重きを置いている教育と保健の実態の一端はこうしたものであった。

### 結びに代えて

イギリスは、景気下降過程でERMに参加し、下降の底を過ぎる辺りで欧州通貨投機の標的の1つとなって、参加から2年足らずの1992年9月月末にERMから離脱した。離脱に伴うポンドの低落——国際的相対コスト競争力の強化を有力な梃子として景気は回復に向かい、「羨ましいほど」の持続的な成長を実現してきた。メージャー政権は、一般政府予算編成に景気循環的社会保障を導入し、財政均衡を中期的目標として公共支出の反循環的変動を許し、減税 (92年度) もあって不況過程で急増した財政赤字 (PSBR) に対しては、とりわけ支出面でのコントロールを確かなものとし、収入面では所得税の軽減ととりわけ基礎税率の現行の軽減税率 (20%) 化の指向の傍ら、間接税増徴の姿勢を維持した。最近では、一方における公共部門の資本支出の、民営化のみでなくPFIなど公共部門サービス生産における民間資本の導入政策による縮減や、他方における課税ベースの確

保、脱税対策の強化、税制の簡素化などによる税収の確保が財政赤字の縮小の主要な方策であった。これらは、景気の回復過程でPSBRを急速に低下させた。ブレア政府は、これを承けて財政の総枠は維持しながら、臨時的なウィンドフォール・タックスを含む租税増徴や準備金の取り崩しあるいは公営住宅売却収入をもって労働・教育・保健・住宅政策に新味を打ち出そうとしている。

こうして、イギリスは、1999年の通貨統合に対してはマーストリヒト条約調印に際しては参加を留保 (opt out) していたが、参加の条件であるERM加入を放棄することによって、他のマーストリヒト条約収斂基準については、世界的に鎮静化しているインフレ率を含め、多くのEU諸国を悩ませている財政赤字条件をもクリアした。が、それはもう1つの基準である為替の安定を犠牲にしたうえでのことであった。

だが、この好パフォーマンスの半面には高失業とサッチャー政権以来の労働政策による労働市場の変容、それを背景とする労働分配率の低下があり、求職意欲のある失業者の「非活動人口」化があり、公共サービスへの民間資本導入にも批判が寄せられていた。施策の1つである教育支出にしても、たとえばスチューデント・レイシオの悪化があり、教育の「生産性」重視への批判があったし、より一般的に公的サービス供給における「効率の利益」に対する疑念も提示されていた。そして、イギリス経済成長のクリティカル・ベースともいえたポンド安は96年初に終わり、ポンド高が進行しており、これが景気に抑制的影響を与え、財政収支へのこれまでの見通しに関して97年初に「イギリスの財政状況 (fiscal position) はやはり、まだ危険

(dangerous) とは言わないまでも心許ない (precarious)」(NIER 1/97, p. 7) とみられていたのである。ブレア政権の対応が注目される。

### 注

- 1) オウルトンはこの景気後退の要因として金融の自由化によるローソン (Lawson)・ブーム (資産価格ブーム) とポンドの過大評価によるERM加入という「二重の政策エラー」を挙げ、先立つ2つの後退と違って「内生的」(home-grown)なものだとしている (Oulton, p. 62)。
- 2) 1996年7月にIMF英経済年次審査視察団は、イギリスの経済的成果は『羨ましい』ほどであり、大いに『健全な経済政策』によるものであったと結論した (FSBR Nov. 1996, para. 2.02)。
- 3) 「イングランド銀行は、政府のインフレ目標を達成するために短期利率を設定する業務上の責任 (operational responsibility) を与えられる」(1997年5月蔵相表明—即時実施)。続いて6月12日にこれが通貨政策委員会 (Monetary Policy Committee, MPC) に委任された。同委員会は、総裁、2名の副総裁と蔵相任命の6名 (うち4名は専門家 (experts) 以外から) からなり、大蔵省からオブザーバー参加がある。政府は、状況によっては期限をきってこの独立性を超える (override) ことができるが、それには議会の批准を要する。MPCは、総裁あての蔵相の書簡で設定されるインフレ目標の達成について政府に対し責任をもつ。「こうした新方式は、政府が議会に対して通貨政策の目標を定めるはっきりした責任を留保し、他方でイングランド銀行はその達成に責任をもつことを意味する」。これと同時に長期金利は低下しドイツとの差は一気に縮小した (Cf. FSBR July 1997, p. 8)。
- 4) 株価 (FT 全株式指数) は1990年にやや低下したが、91年には再び上昇してきている。年上昇率は91年8.7、92年3.1、93年19.6、94年8.0、95年4.7、96年15.1 (%) と推移し、94年Q2～95年Q1にいったん下落したが、以後より強い上昇傾向を保った。97年Q1は前期比で6.2%、前年同期比で14.1%、90年のレベルの倍近くに上昇している (NIER 3/97, Stat. App. T. 10より算出)。
- 5) 96年夏からポンドが上昇してきているが、「製造業者はその利潤マージンを圧縮する余裕があった」(FSBR July 1997, para. 3.57)。
- 6) なお、95年から96年にかけて主として資産所得の増加の上乗せとなる特殊な要因が加わった。それらは、免税特別貯蓄勘定 (Tax Exempt Special Savings Account, TESSA) の満期 (NIER 1/96, p. 7)、住宅金融組合 (building society) の合併—銀行への転換に伴う現金の贈り物 (cash handout) (NIER 1/96, p. 7)、全国送電網 (National Grid) の分割に関連した料金リベート (電力消費について95年Q4—96年Q4に

10億ポンド—NIER 4/95, p. 22; 3/96, p. 16; 4/96, p. 7; 1/97, p. 13)。住宅金融組合に保険会社の株式発行を合わせて97年半ばまで約250億ポンドが支払われ、TES SA 勘定の満期分が50億ポンドあった。後者は資産増加ではないが、「これをより流動化させる」。その多くが貯蓄されるが、97年に消費者支出を%—1%の追加となると予測されている (FSBR July 1997, paras. 3.28, 3.29)。

- \* その最大の移転はハリファックス (Halifax) およびリーズ (Leeds) の組合の合併でありそれにより形成される銀行の証券市場発行から生じる97年上期の100億ポンドの移転である (Ibid. 1/96, p. 14)。「棚ぼた的支払い」(windfall payment) といわれた (FSBR 1997—98, para. 3.26; NIER 1/97, p. 14)。
- 7) OECD (1995), *OECD Jobs Study: Facts, Analysis, Strategies*, Paris, in Morgan, p. 82.
- 8) European Commission (1995), "Performance of the European Union labour market: result of an ad hoc labour market survey covering employers and employees", *European Economy*, No. 3 in Morgan, p. 81.
- 9) 「1980年代および1990年代の回復の間の失業の改善の強さは [労働市場] 非参加の増加によって説明されるだろう」(Morgan, p. 85)
- 10) 経済活動人口を減少させる要因には、高等教育人口の増加、早期退職もある (FSBR Nov. 1996, p. 56; Morgan, p. 85)。いま1つ、ストライキによる労働日喪失日数は1990年代に、100年前に記録が始まって以来の最低レベルに下がった (FSBR Nov. 1996, para. 2.17)。
- 11) 「ポンド上昇が輸出量に全面的効果を現すにはかなりの遅れがありそう」であり、それには、多くの輸出業者が長い受注簿と外国為替の危険 (foreign exchange exposure) に対する先物契約やヘッジをもつ；ある輸出業者は品質やサービスといった非価格要因が重要なニッチ市場にある；輸出業者はポンド上昇が持続するかどうか見極めるまでは雇用や能力の恒久的削減よりも利潤マージンの一時的切り詰めを選ぶといった事情がある (FSBR July 1997, para. 3.58)。
- 12) サッチャー政権から1990年代半ばまでのメージャー政権に至るイギリス経済・財政のごく簡単な様相については、さしあたり、森 (1988)、森 (1994)、森 (1995) 参照。
- 13) 公共財政収支は現金ベースと発生主義ベース (accruals basis) とで表示されるが、財政報告 (FSBR) では主として前者で、UKNA では後者で表示される。森 (1994), 27, 29—30頁参照。
- 14) メジャー政府の97年度版 (96年11月) は、「政府は低いインフレと経済成長を結合し、生活水準が年々高まり続けるという目的を達成しつつある。予算は、高い質の公共サービスを提供する一方で、課税ベースを確保し、所得税基礎税率20%のゴールへのいっそうの措置をとる」と述べていた (para. 1.01)。なお、森 (1995), 213—14頁参照。

- 15) 1985年には約5%を占めた石油収入税の急減の主要因に1988年の北海油田の爆発事故とその後の安全設備工事のための閉鎖があった。
- 16) かつてのレイト(地方税)はサッチャー政府色の濃い改革の結果、地方事業税(non-domestic rate)——その後身が全国事業税(national non-domestic rate)——とコミュニティ・チャージとに分かれ、後者は現在はカウンシル・タックスとなっている。地方税改革によってレイトが全国事業税とカウンシル・タックスになる過程およびそれが地方政府財政自主権に及ぼす影響については、さしあたり森(1994)、50-53頁、58頁注13)、14)参照。
- 17) 簡単には、森(1992)、123-28頁参照。
- 18) 1989~95年度予算案における税制改定の効果については、さしあたり森(1995)、218-20頁参照。
- 19) *FSBR*, 1995-96, Ch. 5; 1996-97, Ch. 5; July 1997, Ch. 6; Nov. 1997, Ch. 2による。
- 20) Cf. *PESA* 1996-97, p. 5; *FSBR* 1997-98, para. 5. 12.
- 21) 金利は93~94年初に底に達し、債務残高/GDP比は80年代半ば以来の低下傾向が92年度で終わり93年度から上昇し、98年度あたりでピーク(55¼%)になると予測されている(*FSBR* Nov. 1996, para. 4. 13)。
- 22) たとえば、「1996年9月17日の演説でも蔵相によって繰り返されたように、公共部門賃金への政府の方策のもとで、賃上げは効率や他の節約によって相殺される、あるいは相殺されて余りあるべきである。過去4年と同様に賃金の妥結は新支出計画内に収められねばならず、準備金で賄われてはならない。「運営費計画は、たいいていのが効率高めそして政府の優先項目向け支出の増加の余地を作るために減額されてきた」(*FSBR* Nov. 1996, p. 104)。もっとも公共部門賃金は、「インフレや民間部門に比べて十分寛やかでありしたがってたいした労使不安を起しそうにない」ともいわれていた(*NIER* 1/96, p. 11)。なお、*NIER* 4/95, p. 8; 2/96, p. 110も参照。
- 23) *PESA*, 1996-97, cm 3207, para. 5. 15.
- 24) 1989~90年の大きい増加は水道、テレコム、電力の公共支出コントロールからの解放に多くを負っていた(*FSBR* 1/97, p. 100)。
- 25) PFIを始めとする「梃子入れ」といわれる、公共部門サービスへの民間資本導入はリスクに促されたサービスの質と効率の改善をもたらすと政府は期待をかけるが(*FSBR* 1996-97, para. 6. 21)、「政府のPFIは〔民営化後に〕残った公共部門に値の張る民間資金を導入しようとするものだ!」という批判もあった(Flemming and Oppenheimer 1996, p. 62)。また、「サービスを民営化することが非現実的だった場合には、もう1つの方法は単純に人員のより大きい節約を強制することである——述べられてはいないがほとんど不可避サービスの質の低下の含みをもって」。「外注することでコストつまり病院の清掃のコストの相当の減少を達成したと時折主張されてきた;しかし、こうした節約が総支出に対する目に見える効果をもつほど十分に大きい、あるいは

は、サービスのコストの低下がサービスの質の等しい低下なしに達成されたということは、示されたことはなかった」。「『効率の利益』(“Efficiency gains”)への依拠は、単なる問題の回避に過ぎない、質を低下させずにサービスの生産性を高めるといふこれまで実現されたことのない機会があることは普通(rule)というより例外であろう」(*Ibid.*, pp. 62, 64)。

- 26) 求職者手当ては「給付支払と積極的職探しとの間のより密接なリンクを確かにするだろう(Dee, *Government's Expenditure Plans 1996-97 to 1998-99*, paras. 7. 36-7. 37)
- 27) 「仕事を見付ける能力に影響する健康問題をもつ、また以前に失業者と分類されたある人々は、疾病手当の請求に移行したかもしれない」(Morgan, p. 85)。1990年代初めの労働供給の収縮は高等教育人口の増大や退職の早期化とともに廃疾給付請求者の持続的増加の反映であった(*FSBR* Nov. 1996, para. 3. 77)。
- 28) 社会保障給付を受給者タイプ別に1983, 90, 94年度について見ると、高齢者が17, 29, 38(10億ポンド)、失業者が5. 5, 5. 9(10億ポンド)、疾病・労働不能者が4. 5, 11, 20. 5(10億ポンド)、家族が7, 11, 18(10億ポンド)と推移し、フレミング=オッペンハイマーはこれについて、「1980年代半ば以来の疾病手当ての異例の増大は、表向きの失業給付の支給基準の厳格化の結果たる、形を換えた失業援助を表していそうである。確かに、疾病給付の率の不釣り合いの増加があったわけではないし、労働人口の健康に正真正銘の悪化があったのかと疑う理由もまったくなかった」と述べていた(Flemming and Oppenheimer, pp. 67, 73)。
- 29) *DSS, Government's Expenditure Plans 1996-97 to 1998-99*, pp. 36-37
- 30) 失業者の職業訓練についても、雇主に対して補助金が出される(*FSBR* July 1997, paras. 1. 51-2. 09)
- 31) Flemming and Oppenheimer, pp. 67-69. 生徒/教員比は公的支持校(maintained school)で1971年22. 6, 85年18. 5, 95年18. 9(人)と推移し、私立学校で同じく14. 0, 11. 7, 9. 1(人)と推移した。大学では、学生1人当たりの公的資金は国際的にトップ・クラスでありその1結果は学生の落伍・失敗率の低さであった(*Ibid.*, p. 69)。
- 32) *Ibid.*, pp. 69-70. 病院ベッド数(1日平均)は1971年51. 3, 83年42. 9, 93年28. 3(万床)と減少した。技術進歩とは、たとえば多くの高額医療設備、未熟児看護の進歩、麻酔の進歩——手術後の回復期間の短縮——、がん治療の化学・放射線の利用の拡大、向精神薬の発展等であった。

## 引用文献・資料

- Flemming, J. and P. Oppenheimer (1996),  
“Are Government Spending and Taxes

- Too High (or Too Low)?”, *NIER* 3/96.
- Morgan, J. (1996), “What Do Comparisons of the Last Two Economic Recoveries Tell Us about the UK Labour Market?”, *NIER* 2/96.
- Oulton, N. (1995), “Supply Side Reform and UK Economic Growth: What Happened to the Miracle?”, *NIER* 4/95.
- Smith, S. (1994), “Fiscal Development in the UK since 1980”, European Commission, *European Economy*, No. 3, 1994.
- 森 恒夫(1988)「サッチャー政権下のイギリス経済」、『明治大学社会科学研究所紀要』第26巻第2号, 1988年3月。
- 森 恒夫(1994)「サッチャー政権末期からメージャー政権下のイギリス財政と景気動向」、『証券研究』Vol. 109, July 1994.
- 森 恒夫(1995)「メージャー政権下のイギリス財

- 政と景気動向」、『明治大学社会科学研究所紀要』第34巻第1号, 1995年10月。
- Dept. of Education and Employment [DEE] (1996), *Government's Expenditure Plans 1996-97 to 1997-1998*.  
Dept. of Social Security [DSS] (1996), *Government's Expenditure Plans 1996-97 to 1997-1998*.  
*Economic Trends* [ET], No. 519, January-February 1997.  
Ditto., *Annual Supplement*. 1996/97 ed.  
HM Treasury, *Financial Statement and Budgetary Report* [FSBR].  
Ditto., *Public Expenditure Statistical Analyses* [PESA]. 1966-97.  
HMSO, *UK National Account* [UKNA].  
*National Institute Economic Review* [NIER].  
(明治大学教授)